



府 食 第 2 1 2 号

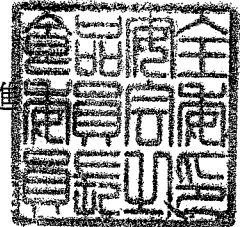
平成 2 5 年 3 月 1 8 日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

食品安全委員会

委員長 熊谷 進



食品健康影響評価の結果の通知について（回答）

平成25年3月8日付け厚生労働省発食安0308第1号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた亜塩素酸ナトリウムの使用基準の改正については、改正後の使用基準においても、当該添加物は最終食品の完成前に分解又は除去しなければならないとされており、同添加物の分解により新たな物質が生成されないことを前提とする限りにおいて、同添加物を改正後の使用基準に則り使用したとしても人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。